



人事・労務に役立つ NEWS LETTER
事務所通信

発行:東京都労働保険協会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-12-7

TEL 03-5809-2872 FAX 03-5809-2873

重要改正 要確認**令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！**

令和7年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧…

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*
北海道	1075円(1010円)	令和7年10月4日	滋賀	1080円(1017円)	令和7年10月5日
青森	1029円(953円)	令和7年11月21日	京都	1122円(1058円)	令和7年11月21日
岩手	1031円(952円)	令和7年12月1日	大阪	1177円(1114円)	令和7年10月16日
宮城	1038円(973円)	令和7年10月4日	兵庫	1116円(1052円)	令和7年10月4日
秋田	1031円(951円)	令和8年3月31日	奈良	1051円(986円)	令和7年11月16日
山形	1032円(955円)	令和7年12月23日	和歌山	1045円(980円)	令和7年11月1日
福島	1033円(955円)	令和8年1月1日	鳥取	1030円(957円)	令和7年10月4日
茨城	1074円(1005円)	令和7年10月12日	島根	1033円(962円)	令和7年11月17日
栃木	1068円(1004円)	令和7年10月1日	岡山	1047円(982円)	令和7年12月1日
群馬	1063円(985円)	令和8年3月1日	広島	1085円(1020円)	令和7年11月1日
埼玉	1141円(1078円)	令和7年11月1日	山口	1043円(979円)	令和7年10月16日
千葉	1140円(1076円)	令和7年10月3日	徳島	1046円(980円)	令和8年1月1日
東京	1226円(1163円)	令和7年10月3日	香川	1036円(970円)	令和7年10月18日
神奈川	1225円(1162円)	令和7年10月4日	愛媛	1033円(956円)	令和7年12月1日
新潟	1050円(985円)	令和7年10月2日	高知	1023円(952円)	令和7年12月1日
富山	1062円(998円)	令和7年10月12日	福岡	1057円(992円)	令和7年11月16日
石川	1054円(984円)	令和7年10月8日	佐賀	1030円(956円)	令和7年11月21日
福井	1053円(984円)	令和7年10月8日	長崎	1031円(953円)	令和7年12月1日
山梨	1052円(988円)	令和7年12月1日	熊本	1034円(952円)	令和8年1月1日
長野	1061円(998円)	令和7年10月3日	大分	1035円(954円)	令和8年1月1日
岐阜	1065円(1001円)	令和7年10月18日	宮崎	1023円(952円)	令和7年11月16日
静岡	1097円(1034円)	令和7年11月1日	鹿児島	1026円(953円)	令和7年11月1日
愛知	1140円(1077円)	令和7年10月18日	沖縄	1023円(952円)	令和7年12月1日
三重	1087円(1023円)	令和7年11月21日	全国加重平均	1121円(1055円)	—

は改定あり
(すべての都道府県で改定)

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。不安であれば、気軽にご相談ください。

要確認**地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)**

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料)**概要**

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細は[こちら](#)

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



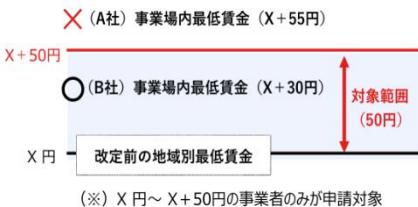
次ページへ続く

1) 対象事業者の拡大

現行

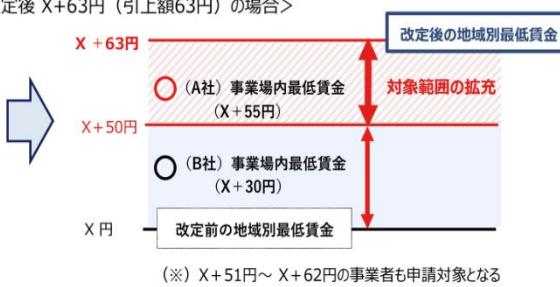
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象



2) 申請手続きの簡略化

現行

賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充

賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

社員) が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

要確認

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

-----「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ-----

令和7年分
年末調整のしかた

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ▶「扶養親族等の所得要件」の改正
- ▶「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

※ 令和7年分の各種控除につきましては、令和7年10月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかる

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

★他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、隨時お伝えします。

お仕事
カレンダー
10月

10 / 1
10 / 10

- 改正育児介護休業法施行（育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他）
- 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納第2期分）



★令和7年度の地域最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としていますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未満の社員（最低賃金割れの